

平成22年7月8日
於・三番町共用会議所2階大会議室

食料・農業・農村政策審議会
平成22年度第3回畜産部会議事録

農林水産省

目 次

1	開 会	1
2	部会長あいさつ	1
3	出席状況報告・資料確認	1
4	議事の進め方	1
5	口蹄疫の状況について	2
6	酪肉近基本方針（案）及び家畜改良増殖目標（案）について	8
7	答 申	24
8	佐々木農林水産大臣政務官あいさつ	25
9	閉 会	26

開 会

○原田畜産企画課長

定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会平成22年度第3回畜産部会を開催させていただきます。

皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。

鈴木部会長に一言御挨拶をいただいた上で、議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

部会長あいさつ

○鈴木部会長

本日もお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の部会は、最初に口蹄疫問題についての説明をいただいた後、酪肉近の基本方針等を確定する最後の部会として位置付けられております。これをしっかりと答申まで持っていけるように御意見をいただいて、さらに、これを実施していく上でこれからどういうことに留意していかなければいけないか、また、これまでの議論の中で色々お考えになったこと等を含めて、皆様から忌憚のない御意見をいただければと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

出席状況報告・資料確認

○鈴木部会長

それでは、まず事務局から委員の出席状況と資料の確認についてお願いいたします。

○原田畜産企画課長

本日の出席状況ですが、林委員、秋岡委員、浅野委員、小野委員、武見委員、富士委員におかれましては所用により御欠席とのことでございます。

規定によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができないとされておりますが、全体で19名のうち、本日は13名が出席されておりますので、成立しております。

資料の確認ですが、本日配付しております資料につきましては、資料一覧で御確認していただきたいと思います。不足がある場合には事務局までお申しつけください。

それでは、鈴木部会長、よろしくをお願いします。

議事の進め方

○鈴木部会長

それでは議事に入りたいと思います。

まず、いつものように牛乳をいただいておりますので、明治乳業さんに御礼を申し上げます。

先程も申し上げましたように、まず、口蹄疫の問題につきまして説明をいただいた後、酪肉近基本方針等の議論に入りたいと思います。基本方針等については、昨年2月以降検討を開始しまし

て、昨年の秋には現地調査・地方公聴会も実施し、皆様に御参加いただいて熱心に議論していただきました。本日、事務局から提出していただいております本文案につきましては、前回の部会後に改めて委員の皆様から追加の意見もいただき、与党あるいは財政当局等とぎりぎりの調整を経て修正したものという位置付けになろうかと思えます。本日は何とかこれを答申まで持っていただくと考えております。

本日が基本方針を定める最後の畜産部会でありますので、修文に関わる意見が特段ない場合には、今後これを具体化していく上でこういうことが重要だ、こういうことをきちんとやっつけていかなければいけない、ということも含めて、今後これがきちんとした形で実現されていくように、委員の皆様からの御意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の審議の結果、諮問に対する当部会の答申が出ますと、それが本審議会の答申とみなされることになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

口蹄疫の状況について

○鈴木部会長

まず口蹄疫の状況から説明をお願いします。

○伏見国内防疫調整官

資料は資料3と4です。

まず、資料3の一番上に今日の日付で、合計頭数19万9,309頭とありますが、これは、これまでに292例の疑似患畜として処分された頭数です。内訳は、牛が3万7,118頭、豚が16万2,174頭、山羊・めん羊が17頭です。残念ながら清浄性の確認検査中に、7月4日に宮崎市で疑似患畜が確認されております。これに、ワクチンを接種した家畜の処分頭数が7万6,756頭ですので、合計しますと27万6,065頭の牛、豚等が処分されています。

今現在、言い方を間違えるといけません、かなり落ちついた状況になってきておまして、今、何を主に取り組んでいるかといいますと、清浄性の確認検査をしております。先週、先々週辺りから発生した地域の清浄性が確認された地域から移動制限を解除しておまして、既にえびの市では6月4日に、今月に入りまして、都城市地域が2日、日向市地域が3日、西都市を中心とした地域が6日、それと、本日0時には、国富町で清浄性が確認されましたので解除されています。

残念ながら宮崎市を中心とした地域については、先程申し上げましたとおり4日に疑似患畜が確認されましたので、11日に解除予定でしたが、殺処分が終了してから21日以上経過しなければ解除できませんので、最短で27日の0時に解除されるということになっております。

地図を見ていただきますと、赤い二重線で囲まれている川南地域の家畜は6月30日の段階で殺処分を終了しております。後先になりましたが、疑似患畜は6月24日に埋却処分が終了しておりますので、単純に21日を足しますと7月16日が制限解除の一応の目途になります。その間に何をするかといいますと、家畜はいなくなった訳ですが、環境中の病原体等がないかどうかという確認も当然やりますが、今、鋭意作業していただいているのは、疑似患畜が発生した農家については汚染物品として処理をされますので、その処理が完全に終わっていないところは徹底的に処理をしていただいております。

それから、ワクチン接種をした農家では、掃除と排せつ物の処理を兼ねて消毒をしていただいて、1カ所にまとめて処分するというのをやっていただいております。今のところ順調に作業は進んで

いるところで、疑似患畜農家についてはかなり終わっておりますが、ワクチン接種農家は半分ぐらいの状況ですので、16日の制限解除に向けて作業をやっていただいているところです。

1枚めくっていただきますと、今ワクチン接種区域というのがポイントになって、解除ルールとしては、先程申し上げたとおり殺処分・埋却、疑似患畜に転帰したものについては終わっております。ワクチン接種農家も処分が6月30日に終わったと申し上げましたが、6月24日は感染農場、疑似患畜の農場の処理が全て終わったということで、その段階で21日間を設定しますと7月16日に移動制限解除になります。その間にふん便等の処理をする。ここはかなりの量でございますので、埋却より発酵消毒して堆肥化処理をするということを進めております。国からも専門家を派遣して、相談を受けながら進めている状況です。

清浄性確認の検査中に宮崎市で発生が確認されたこともあって、16日で区切る訳にはいきませんが、宮崎市のエリアが順調にいけば7月27日の0時に解除できるということで段取りをしております。

一番右に「再導入可能」とございますが、ここについては、家畜を導入する際に消毒をするとか、環境中のチェックもしなければいけないということで、今まさに、どういう形で導入をしていくか話し合いが持たれておりますので、順次進めていきたいと思っております。

それから、人的支援については、宮崎県だけではなく、他の県も、家畜防疫員をはじめ、作業に従事される方が多く動員されております。また、各省庁挙げ、農林水産省の中でも消費・安全局だけではとても手が回らないということで、生産局、特に畜産部では人を現地に派遣していただき、大変御協力していただき感謝申し上げます。防疫だけに目がいつている中で、経営支援等は畜産部で色々仕組んでいただき、今のところうまくいっているという状況ですので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それから、消毒ポイントは解除したからといって全部なくなる訳ではありません。いつまで設定するかということありますが、今のところ設定したポイントは全て残っていると聞いておりますので、引き続き消毒は続けていくということです。

それから、私ども、お知らせしなければいけない情報はすべてプレスリリースしており、ホームページに掲載しております。必要なものはもちろん提供いたしますので、御覧いただきたいと思います。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの口蹄疫の御説明につきまして御質問等がございましたら。

萬野委員、お願いします。

○萬野委員

最初に、先程説明もありましたように、一時は日本全国にまん延する勢いだった口蹄疫が、宮崎県内で止まっている状況にまで抑え込んでいただいた農水省の御努力に感謝したいと思います。また、この2カ月強の間、私の認識している状況ではほとんど休みなしで皆様に頑張っていただいたことに対しても感謝したいと思います。これで何とか宮崎県内だけで止まると思っております。韓国や中国においては全国的にまん延している状況を考えると、奇跡的なことだと思っております。

片や、口蹄疫の抑え込みは何とかできているのですが、宮崎県や南九州にフォーカスすると、まだまだ多くの問題が残っております。今日現在もワクチン接種地域の種牛農家が県が勧告したにも関わらず殺処分を拒否しているという状況で、この処分が終わらないと、先程説明があった今月16

日の制限地域の解除がなされないということになります。

南九州全体を見ますと、4月20日以降、家畜市場が開かれていない訳です。繁殖農家が大事に育てた子牛が販売できない状況で2カ月強経過してしまっていて、数万頭の子牛が販売できないという状況になっております。南九州全体を考えると、できるだけ早く搬出制限、移動制限を解除していただいて、南九州の家畜の流通の正常化を早急にやっていただきたいと思います。そのためにも、現在問題になっている種牛農家の処理を早急に終わらせていただきたいと思っております。

もう一つ、先程も説明がありましたように、約27万頭の家畜を殺処分されたということで、これに携わった獣医師さんとか役所のスタッフ、牧場のオーナーさんも参加したと思いますが、そういう人の心のケアといいますか、私も時々と畜場に行きますが、殺処分の現場を見るとどうしても心に残ってしまう、ショックを受けます。膨大な量の殺処分の現場に携わった方の心の問題を気にせざるを得ないという気持ちです。今後そういう方のメンタルヘルスケアも役所のほうで対応していただきたいと思っております。

最後ですが、殺処分農家、また移動制限、搬出制限を受けた農家等は家畜の流通がないので経済的にかなり厳しい状況になっております。役所では色々な資金対策、助成対策を早急に作っていただいたのですが、地元の県になりますと口蹄疫の対応にかなり人員を割かれているようで、対応し切れていない状況だと地元の生産者から聞いております。その辺も、中央からもスピードアップできるように強力なフォローアップをお願いしたいと思っております。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

堀江委員、お願いします。

○堀江委員

ただいま萬野委員からお話がありましたように、例外として種牛をワクチン接種しなくて殺処分していない。例外としてこれを認めた場合には、これから先こういうことが他で起きたときに、同じように例外だという話が出てくると思います。これは強権発動という形で殺処分していかなければ、口蹄疫の抑え込みはできないのではないかと思います。

また、養豚農家の方々はみんな涙を飲んだ訳ですから、例外で残されては困るし制限解除もできない訳ですので、国の方でぜひやっていただきたいと思っております。

それから、資金の問題ですが、確か豚コレラワクチンを使用しなくなった時に海外伝染病互助基金が設立されました。養豚はわりあい補助金の金額が大きかったと思いますが、牛については、定かではありませんが、聞きますとちょっと低いのではないかと思いますので、これからのことを考えますと、家畜伝染病法の中で互助基金の制度を作っていただければ、生産者も安心してやっていけるのではないかと思います。

それからもう一つ、今回拡大した原因として埋却場所がなかったことから殺処分が進まなかった。生産者が埋設場所を購入して埋めて下さいという話まであった訳です。このようなことでは口蹄疫の拡大を防ぐことができないのではないかと思いますので、生産者はもちろんですが、地域の行政と密に連絡をとりながら、埋設場所、処理する施設の確保ということも国としてもきちんと決めていただきたいと思っております。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

○大藪委員

前回の部会は、口蹄疫の発生現場でしたので、欠席させていただきましたが、2カ月半経って、ちょっとだけほっとしていたときに、また宮崎市で発生しましたので、熊本県としても気が休めないでいるところです。先程萬野委員がおっしゃっていましたように、家畜市場もまだ閉鎖されております。7月11日からぼちぼち動き出すという話は聞いておりますが、宮崎市の現場がこれで終息してくれれば一番嬉しいところです。

これに携わった皆様方に本当に感謝していますが、隣の県でも本当に心労でした。毎日毎日消毒して、いつ入ってくるかと怯えている農家がどれだけあったかと思うと、本当に胸が引き裂かれる思いです。これからも、色々なところで、色々な伝染病が出るかもしれませんが、いち早く対策が打てるようなマニュアルなり確立したものを作っていただきたいと今回切に思いました。

「口蹄疫という病気は治るんでしょ」とよく消費者の方から聞かれます。「治る牛をどうして殺さなければいけないの」とか「人間にはうつらないから牧場に入っているのではないの」と牧場内に入ってくる消費者の方たちもたくさんいらっしゃいますので、今はロープを張って、絶対牧場に入れない状態にしています。このような形で口蹄疫対策をしているところですが、宮崎の現場のことを考えると、一刻も早く清浄化できるように、もう少し頑張る努力してほしいと思いました。

それからもう一つ、ホールクロップサイレージが宮崎で使えなくて困っているという新聞記事を見たものですから、ウィルスは大丈夫なのかなというのが心配だったのですが、もしそれが大丈夫であるなら、広域流通を図るような形で進めていただけたらと思います。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

生産者の委員の皆様から大変切実な御意見をいただきましたが、他の皆様はよろしいでしょうか。それでは、さまざまなコメントにつきまして事務局から何かございましたらお願いします。

○伏見国内防疫調整官

防疫対策については、決して終息しかけてきたということで気を緩めているわけではございません。移動制限解除を早く進めて、少しでも農家の方に安心していただく中で再発するというのは最悪のシナリオですので、万全の注意をしていきたいと考えております。

それから、ワクチン接種をしていない種牛農家の件については、今、鋭意県に説得をしていただいて、手続を踏んでいただいている段階です。大臣もおっしゃっているように、例外を認めるということになるとワクチン接種に応じた農家の理解を得られないのではないかと我々も思っておりますので、粛々と進めさせていただきたいと思っております。

互助基金ですが、評価について見直すというのは、すぐに「はい、わかりました」ということにはならないのですが、牛の評価についても見直さなければいけないことになるかもしれませんが、それより、この口蹄疫の発生で基金が枯渇しておりますので、それについてどういう形で積み直ししていくかということも問題となっておりますので、検討させていただきたいと思っております。

それから、埋却場所の確保ですが、後程出てくるかもしれませんが、基本的には埋却場所の確保は個々に努めていただくことになっております。万が一の場合に備えて埋却場所の確保については話し合いを進めておいていただきたいということです。結果として今回確保できなかったということで、最終的には土地を借り上げて、あるいは公共の土地に埋却したという事例もございますが、その点についても今後検討させていただきたいと思っております。ただ、埋却場所は個々に確保しなければいけないという基本路線を崩すと、埋却場所を確保しないでどんどん経営を進めていただくと全く防疫対応ができなくなりますので、基本路線は崩せないと考えております。

それから、マニュアルは、一步でも早い対策を打てるようにして下さいということで、これについては我々もそう思っております。今のマニュアルで十分だとは全く思っていないので、落ち付いた段階で基本的なところから、マニュアル、必要ならば法令についても見直していくことで準備をしておりますので、もう少し落ち付いてから手を付けたいと思っております。

○原田畜産企画課長

資金の関係がございました。口蹄疫に関しまして、移動制限地域については、発生地域も含めて、家畜疾病経営維持資金で対応しております。それ以外の地域についてはセーフティネット資金とすみ分けています。萬野委員からお話があったように、現場の畜産課の職員が防疫で手一杯で、資金の対応ができないという例も聞きました。私どもにも生産者から個別にお話がありますので、県に断った上で農協と連絡をとって少しずつ進めています。

家畜疾病経営維持資金は、宮崎、熊本、鹿児島も県と市町村で上乘せ利子補給していただいて、無利子の形で進めていただいておりますが、そうしますと、市町村議会の手続が進まずに、無利子にしたがためにしばらく貸付が実行できないということもございます。

それから、移動制限区域以外で家畜市場が閉鎖されていて子牛が出荷できないから収入がない、資金がないという農家の方には、県単とかで使いやすい資金を別途用意されたりしているものですから、制度資金の申込みが今どれだけできているか、最終的な整理ができていませんが、お話のようなことについてはできるだけ丁寧に対応して、希望者の方には早く資金の手当てができるようにしたいと思っております。

○小林草地整備推進室長

大藪委員から稲WCSのお話がございました。御承知だと思いますが、この地域は、稲のWCSの大産地です。肉用牛を中心に、乳牛にも給与している訳ですが、それが、新聞などでも行き場がなくなるという報道がされております。今年は特に戸別所得補償の中で進めておりまして、多くの農家が既に作付を進めている状況でございます。

ウィルスに対して大丈夫かというお話がありましたが、稲WCSはそもそもpHが5以下の酸性になっておりますので、ウィルスに対しては安全性が高いと言えます。そもそも収穫する時期は、おそらく移動制限解除後の安全な時期で、しかも安全な飼料ではないかと思っております。

需要が回復するかどうかというのは、この地域の畜産農家の再開にかかっております。本来は支援事業の締め切りが6月30日までになっている訳ですが、この地域は様子を見てもう少し遅らせてもいいということで、制度的には猶予を持たせております。今日、県からお聞きしますと、この地域の畜産農家は再開の意欲が結構高いということで、むしろ、将来買う飼料を減らしてどのように地元で飼料をを確保するかという雰囲気が強いと聞いております。また、幸いにも口蹄疫の殺処分を免れた大規模な農家から、稲WCSが余るような状況があれば引き取ってもいいというような申し出もあると聞いております。具体的には、移動制限中は会議を自粛しておりまして、来週の月曜日から県がマッチングを兼ねて会議を開催することになっています。そこでうまく組み合わせができない場合は、新たな申し出とのマッチングをうまく進めていきたいとも考えております。最悪、どうしても需要先がない場合は、特例として10アールあたり3万5,000円の補助金を出すことも用意しておりますが、なるべくそれに当てはまらないように、作って使うということを目指していきたいと考えております。

○伏見国内防疫調整官

萬野委員からのメンタルヘルスケアのお話ですが、県でも保健所に窓口をつくって相談に乗って

いますし、農林水産省でも問い合わせ窓口を作っております。それから、作業に行った方もかなり重労働であったことから、お疲れになっているということです。我々も支援いたしますので県の方でもフォローしていただきたいということを申し添えております。

○鈴木部会長

事務局から説明いただきましたが、さらに。
堀江委員。

○堀江委員

埋設場所の確保については原則は崩したくないというお話ですが、もし他で口蹄疫が発生した時にどうするか、各都道府県と国が話し合った中で決めておいていただかないならない。土地があっても4m掘ったら水が出てきてしまうような場所もございます。そういうことも踏まえて、こういう時には県有地なり国有地をすぐ提供できるよというような方法を考えておいていただかないと、絶対無理だと思います。それでなければ焼却する場所。

この間、冗談に新日鉄の溶鉱炉を借りるかという話も出ましたが、そういうことも踏まえて早急に。今回実証されているように、48時間以内に処分していれば広がらない訳ですから、迅速にできる方法を作っておいていただきたいと思っております。

○佐藤畜産部長

堀江委員からお話がありました埋却場所の確保の問題ですが、農地保有合理化事業といって経営局の事業で、各県の農業開発公社が農地法の特例で農地を先行取得して5年とか10年タームで担い手に売ったり貸し付けしていく事業がございます。宮崎の場合、28万頭については、ワクチン接種農家に対してまん延防止対策に協力していただくということで、この事業を活用して最終的には30ヘクタール近くをワクチン接種農家の共同埋却場所として、確保して対応したという経緯がございます。

埋却場所については、取得したとしても、堀江委員のお話のように地下水が出るとか、色々な問題がございましたので、後で説明いたしますが、今回の酪肉近基本方針の中でも土地の確保について日頃から頭の体操をしておくということで、まず自己の土地を確保する。それができない場合にどうするかという順序立てて考えておく必要があるかと思ひまして、色々な施策があるのですが、いざというときに有機的にできなかったという反省する点はあるのではないかと思っております。いずれにしましても、これを契機に土地の問題についてはしっかり考えていくというスタンスですので、御協力賜ればと思っております。

○鈴木部会長

ありがとうございます。
今の説明でよろしいでしょうか。

○堀江委員

開発公社があることを私は知りませんでしたので、そういうことも活用できれば。

○佐藤畜産部長

そういうことを宣伝していなかったのは非常に申し訳なかったと思っております。

○鈴木部会長

よろしいでしょうか。
それでは、他に口蹄疫の関係で特にならなければ、この点につきましてはこのぐらいにさせていただきます。酪肉近基本方針・家畜改良増殖目標などの議論に移りたいと思っております。

酪肉近基本方針（案）・家畜改良増殖目標等（案）について

○鈴木部会長

それでは、基本方針と増殖目標、それぞれにつきまして事務局から資料の説明をお願いいたします。

○山根畜産総合推進室長

部会長からもお話がございましたように、今回の最終案でございますが、前回の部会でいただきました意見を踏まえた修文、さらには与党、関係省庁とも調整させていただいたものです。

まず酪肉近ですが、資料6-2、赤字が入っているもので説明させていただきたいと思います。最終的には大臣が告示する関係もありまして、法令審査部局により、てにをはの修正が多く入っております。私からは、部会での審議や与党の御意見を踏まえた内容に関わる修文のポイントについて説明したいと思います。

まず1ページ目ですが、「まえがき」というものを追加しております。これは、与党から冒頭に基本理念のようなものが必要だということいただいた文章を、ほぼそのまま入れております。

例えば1パラでは、3行目辺りですが、「酪農では生産者や関係者の努力により、乳牛1頭当たりの乳量は世界トップクラス。また、その後ろで、肉用牛では特に和牛についてブランド化が図られている」ということが書かれております。

二つ目のパラグラフ、3行目辺りですが、「近年の国際的な穀物価格の高騰は、経営に深刻な影響を与えた」。また、その下の行の後半ですが、「畜産物の需要や価格が低迷し、農業所得の減少や離農の増加等、我が国の酪農及び肉用牛生産は厳しい状況」。

三つ目のパラグラフですが、「このほか、人口減少・少子高齢化社会の到来、健康志向の高まり、安全性や品質、おいしさ等へのニーズの多様化、また、世界の穀物需給は今後とも逼迫基調」。

その次のパラグラフで口蹄疫の話が書いてございます。

こういう全体を踏まえまして、次のパラグラフですが、「生産から流通、販売にわたる酪農及び肉用牛生産のあり方を根本的に考え直す時期にきており、中長期的な視点に立ったビジョンを示して政策の転換を図る」ということになっております。

一つパラグラフを飛んでいただきまして、「こうした酪農及び肉用牛生産の役割や機能ということで、輸入飼料への依存体質から脱却して、自給飼料を有効活用し、食料自給率の向上と環境負荷の低減、資源循環に資する酪農及び肉用牛生産に転換し、地域や経営における生産条件、生産者の創意工夫や主体性を生かした多様な経営の実現」ということで、その次ですが、「将来展望を持って畜産経営が行えるよう、畜産・酪農所得補償制度の導入に向けた検討」。

また、その次のパラグラフの2行目、後半でございますが、「中長期的な視点に立って、水田等地域資源の有効活用による自給飼料基盤の確立に向けて、飼料政策を展開」。

次のパラグラフですが、「生産者等による販路拡大や高付加価値等の取り組みへの支援を通じ、生産者の所得増大、畜産物の安全性を確保、さらに、品質や安全性等の優位性を発揮させつつ、需要に応じた生産、販売戦略を構築」。

最後に、「このような政策を推進するためには、酪農及び肉用牛生産をめぐる厳しい現状等を認識し、国民全体で支える視点が不可欠」ということになっております。

次の3ページ目ですが、「(2)地域資源の活用による地域の活性化、機能強化」ということで、

与党から2番目に持ってきたらどうかという御意見がございましたので、このようにさせていただいております。

次に4ページ目でございますが、「2(1)畜産・酪農所得補償制度」ということで、1パラの最後が「導入に向けた検討を行う。」という修文になっております。これは、最後のパラグラフで「あり方や導入時期を検討」、閣議決定された基本計画の言いぶりですが、これを言い換えたものでございまして、文章全体の実質的な内容に関しては変更はないと御理解いただければと思います。

また、三つ目のパラグラフですが、「養豚経営安定対策事業におきましては、従来の県団体を通じたルートに加え、本年度からモデル的な仕組みとしてA l i cから直接交付するという仕組みを導入」しております。そうしたことを踏まえ、最後のパラグラフの2行目ですが、「これらの新たな仕組みを検証しながら、あり方や導入時期を検討する。」こういう構成になっているところです。

(2)の金融措置のところにつきましては、色々表現を追加してございまして、5行目に「多様なニーズ」という言葉を追加してございます。

また、(3)ですが、今回の口蹄疫とか過去のB S E、鳥インフルエンザ、また、飼料価格の高騰、激しい変動に対して、緊急かつ機動的な対応を行うことが必要であるという文章を書かせていただいているところです。

5ページにいきまして、「(2)需要に即した生産の推進と販売・出口戦略の構築」。生乳を含め需要に即した生産が大事ですが、同時に販売とか出口戦略を構築していくことが重要であるという御意見がございまして、②ですが、このような文章を入れさせていただいているところです。

また、6ページ目、「④チーズ向け生乳供給の拡大等」ですが、1パラの最後の方で、もともとチーズ向け生乳の供給拡大を推進するようになっておりましたが、これに対する支援を行い、生乳生産の維持・拡大を図っていくことが重要であるという文章にしております。

また、⑤でございますが、3行目、脂肪交雑を重視したということで、結果として輸入飼料への依存度を高める一因になったという指摘が与党の方からございまして、こういう文章を追加させていただいているところです。

7ページ目に参りますと、(3)の①でございますが、5行目、経営基盤を「体質」と修文させていただいております。前回の部会で経営体質の強化が重要であるということで、元々ここはそういう趣旨で書いていたのですが、それを明確にするために修文しております。

次に8ページ目にいっていただきますと、元々、(4)の①に自給飼料の利用拡大とございますが、これは後ろの4.資源循環型のところに持っていくべきだという御意見を与党からいただきまして、後ろへ持って行ってございます。これに伴い、①のところ一言だけ、「自給飼料中心の給与体系への転換」と触れさせていただいているところです。

9ページ目ですが、(5)の①です。前回、家畜改良につきましては組織的かつ計画的に推進するという基本的な理念を示すべきであるという御意見を賜りましたので、それに従ってこういう修文を行っているところです。

10ページ目です。(6)、先程説明がありました口蹄疫を踏まえ、前回の部会でも抜本的に書き直せという御意見、これは与党からもいただきまして、以下のような記述になっております。①では総論的な話を書いておりますが、例えば3行目から、「稲わら等も含めた輸入動畜産物の検疫を的確に実施」ということを盛り込んでおります。また、11ページに参りますと、②でございますが、ここで口蹄疫への対応を特出ししてございまして、2行目の辺りですが、口蹄疫等の悪性伝染病に対しては、今般の口蹄疫発生を踏まえ、一つは、まさに国際化の進展で人や物資の交流が増大してい

るという現状がある。また、経営が大規模化している。こういう現状を十分に考慮しつつ、発生に備えた国と地方自治体等の危機管理体制の再点検・強化を行うということです。また、感染の伝播経路の問題がございまして、「また、」以下ですが、「車両等の移動が伝染病の伝播経路となる可能性を考慮し、平素から農場に出入りする車両の消毒等の衛生管理を徹底」。また、先程から議論になっておりますが、基本的な考え方として、「生産者が経営を大規模化する際は、予め家畜等の埋却場所を確保しておく必要がある」という文章を盛り込ませていただいております。さらにということで、「発生した場合には、今後とも、地域の実情を踏まえ、科学的知見に基づき、迅速かつ的確な防疫措置を実施し、清浄化に向け万全を期すとともに、生産者等の生活支援・経営再建のため、実情を踏まえた必要な対策を講じる」ということです。③ですが、家伝法の見直し等の問題です。口蹄疫特措法から引用したのですが、「平成24年3月31日までの間に、効果的な家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のあり方、（先ほど大量に発生した場合はどうするのだという御議論もございましたが、）家畜伝染病にかかっている家畜等が大量に発生した場合における適切な埋却場所の確保に必要な法制度の整備等について検討を行い、その結果に基づき、家畜伝染病予防法の抜本的な見直しを含め、所要の措置を講じる」という内容にしているところです。

その次は12ページに飛んでいただきまして、下の② 国産畜産物のPRの推進ということで、「品質や安全性」とか、「サテライトショップや直営店」ということを盛り込んだほうがいいのではないかという御意見がございまして、盛り込んでおります。

次は13ページです。下から3行目ですが、前回の部会で部分肉の流通について、川下である消費者への情報提供が重要であるという御意見がございまして、それを踏まえてこういう文章を盛り込んでいっているところです。

14ページに参りまして、1行目ですが、市場における取引価格、「指標」という表現が適切でないという御指摘を賜りましたので、「建値」と言葉に変更しております。また、その下ですが、と畜場の稼働率に関し、公務員が検査しているという問題でございまして、こういうところを念頭に、「流通の合理化については、関係行政機関等との調整を図りつつ推進する。」という文章を加えております。

その次、10番目のアニマルウェルフェアです。下から3行目で生産者団体が自主的なガイドラインを作成するということですが、こういうことにとどまらず、今後の課題として、海外の動向、海外は法制度になっているところもありますし、他方で内容もばらばらですが、「今後の普及方策等について議論を深める」という表現を加えることになっております。

また、14ページの下、(2)ということで、先程あったものをこちらに持ってまいりまして、若干表現を追加しております。2行目でございますが、「生産現場における自給飼料の利用へのインセンティブを高める」とか、次のパラグラフ、「このため、」以降でございますが、「このため、自給飼料生産・利用のための直接的な支援の充実を図るとともに、草地等の飼料基盤整備のためのハード・ソフト両面にわたる支援を行う。また、国産粗飼料の広域流通体制の構築への支援を行う。」という表現にしております。

15ページに参りまして、(3)①ですが、1行目に、前回、水田と畜産の結びつきの話をいただきましたので、一言入れさせていただいているところです。

それから、6行目でございますが、「特に、」というところで、「飼料用米については、専用品種の開発や流通段階におけるマッチング、ストックポイントの整備等を行うことが必要」というものを追加しているところです。

16ページ、上のほうの⑥ですが、最後の方に「特に稲わらについて、効率的な生産・利用体制を構築する。」ということ盛り込んでおります。

次に17ページ、(7)の②ですが、配合飼料安定価格制度につきまして、例えば飼料価格が高止まりしている場合には支援が出ないとか、色々御意見がございます。こういうところも踏まえまして、「所得補償制度の検討とあわせ、制度のあり方について検討しつつ」ということを追加させていただいているところです。

19ページに飛んでいただきまして、上から3行目ですが、排水・悪臭への対応として、ハード対策を含めた排水対策の重要性について特記しているところです。

次は20ページです。②の産業動物獣医師等の問題で、三つ目のパラグラフですが、前回、産業動物獣医師への誘引措置について色々御意見がございましたので、こういう表現で書かせていただいておりますとともに、今回の口蹄疫の発生を踏まえ、最後の方でございまして、「緊急時の防疫指導を実践する獣医師の養成を推進する。」としております。

また、同じく20ページの下ですが、加工食品の原料原産地表示ということで、これは既に基本計画に書いてございますが、与党から酪肉近にも書くべきだという御意見がございましたので、消費者庁と調整した文章を入れております。

次に21ページで、②の1パラの乳脂肪基準の問題でございまして、「取引関係者等と議論を行っていく」ということで、行政としてより主体的に関わるべきという方向で、修正を行うべきだという御意見をいただきまして、このようにしております。

また、21ページの④のところでございますが、1行目に「学校給食における高付加価値な牛乳の供給拡大」、こういうものを盛り込むべきだという党からの御意見をいただきまして盛り込んでおります。

最後は23ページでございますが、前回、口蹄疫などの正しい情報を消費者にきちんと提供しなければ消費行動がゆがむのではないかという御意見をいただきまして、それを踏まえまして「正確な情報を迅速に」ということで、前の部分に安全に関する情報などについては家畜衛生のものも含むということで、こういう表現にさせていただいているところです。

残りのところにつきましては、基本的にてにをはと、若干ワープロミスがございましたので、そこを直しているところです。

引き続き家畜改良増殖目標について説明させていただきます。

家畜改良増殖目標につきましては、前回お示ししたのから内容について大きな変更はございません。細かいところでございますが、3点ほど修正がございます。

一つは、資料を御覧いただければと思いますが、前回、家畜及び鶏の改良増殖目標としてまとめてお示ししておりましたが、家畜改良増殖法に基づき策定するのは家畜改良増殖目標でして、鶏はそれに準じて策定するという法令上の整理になっておりますので、2冊に分けているという点です。

もう1点ですが、牛の改良増殖目標の初産月齢ですが、資料8-2の12ページの下の方です。実は、畜種別検討会では23.5カ月齢といただいていた検討結果を、簡単に言いますとワープロミスで24としておりまして、これを直させていただいております。これに伴い、酪肉近の経営指標も修正しております。

最後に資料7ですが、タイトルを今まで「検討に当たって」としておりましたものを、策定をにらみ、「ポイント」としたという点です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

それでは、説明いただきました酪肉近基本方針、家畜改良増殖目標につきまして御審議いただきたいと思います。先程申し上げましたように、今回最終取りまとめということで、今後どういう形で具体化していくか、あるいはこれまでの議論の中で皆様がお考えになったことを含めてお話しいただきたいと思いますので、1人必ず1回は、順番にお話しただいても結構だと思いますが、どなたからでも結構です。

それでは飛田委員。

○飛田委員

今、酪肉近あるいは増殖関係を説明していただきました。部会長から話がありましたように今回が最後の部会ということもありまして、私どももきちっとした将来的展望に立った政策をどのように作っていただくか、政党がどうあろうと、日本の酪農・畜産がきちっと、憂いのない形で進んでいくことが基本ですので、今説明していただいた内容については大きな差異はありませんが、私からは特に酪農関係、畜産関係のこういう点に注意を払っていただきたいという点について話をさせていただきますので、よろしく願いいたします。答えは要りませんが、こういうことを大事にしたいということをお願いいたします。

まず、酪農版の所得制度の構築。安全・安心な牛乳・乳製品の安定供給と食料自給率の向上、中長期的な生産基盤の維持・拡大、持続可能な酪農経営に繋がるような加工原料乳地域、あるいは飲用乳も含めた対策をとっていただきたいということで、具体的には、まずチーズ・生クリーム向けは今まで加工原料乳として認定しておりません。これを加工原料乳として一般会計の下できちっと対策を打っていくという方向を作ってもらわないと、毎年毎年制度を考えながらやっていくというのは非常に酪農家にとっては不安定な要素になりますので、安定した一般会計の中できちっとやっていただくということをお願いしたい。

それと、生産コストを下回る価格で取引される加工原料乳は、チーズ向け、生クリームも含めて、補給金制度を充実強化することが大事。それぞれの販売価格が違いますから、生クリームについては制度も色々ありますし、チーズも制度があります。抜本的に対策を講じていただく上で、この制度自身をしっかり見直していただきたい。

それと、配合飼料、自給飼料を含めた、特に購入飼料の高騰対策、特に飼料が上がったとき、あるいは高止まりしたとき緊急的な対策を打っていただくような仕組みを作らないと、酪農家は大変な状況になりますので、それを考えていただきたい。不測の供給、例えば生産がこれからどういう状況になっていくかということもあります。あるいは飼料の状況、肥料の状況、将来的に非常に心配な状況もございますので、そのことをきちっと想定した中で、そのときにどういう対策を打っていけばいいか、準備を重ねておいてほしいということがございます。

それと、畜産に関しては、例えば肉用牛子牛補給金の保証基準価格を、状況に応じて引き上げが必要ですし、充実させていただきたいこと。例えば今のマルキンですが、育成牛の経営安定対策についても充実を図ってもらうということが基本ですので、今回の部会の中でもこういうことを十分、部会長の下で検討を加えて、きちっと提案していく。それをどう受けとめて制度的にしっかりやっていただくかということがないと、せっかくの部会が機能しないことになりますので、そこは部会長、ひとつよろしく願いします。

○鈴木部会長

今後の具体化に向けての大変貴重な御提案をいただきましたので、しっかりと受けとめて対応い

ただきたいと思います。

では萬野委員。

○萬野委員

お願いが一つあります。

基本方針の案に関してはこの内容で賛成です。一つお願いというのは、以前から思っていたのですが、今回の案を見て再度思ったことは、これは可能なのかどうかわかりませんが、動物衛生課を生産局、できれば畜産部に戻らないものかなど。口蹄疫の問題もありまして、動物衛生のことがかなりの部分を占めていると思いますし、生産と動物衛生とは切っても切れない関係だと認識しております。動物衛生課が消費・安全局にあるというのが、我々生産者から見るとフィットしない感じがしますので、なかなか難しいことだと思いますが、今後、基本方針を実際に推進していく上でも、再編も視野に入れていただければ効率的だと思いますので、その辺の検討もよろしくお願いします。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員

鈴木部会長がおっしゃいましたように、酪肉近で定められます中長期的な政策を推進・加速するための背景とか視点について、考えているところを申し述べたいと思います。

具体的には飼料産業基盤の拡大ということです。今まで飼料産業というと配合飼料の生産と流通と自給自足的な牧草飼料作物の生産と調整が主流であった訳ですが、この議論が始まる少し前から、それに加えてTMRセンターとか、コントラクターとか、エコフィードの展開というような飼料に関わりを持つ事業体とか生産量が以前に比べると飛躍的に拡大している状況にあると思います。具体的に言いますと、TMRセンターは全国に、1年前は85ぐらいだった訳ですが、今は私がいる北海道もどんどん増えていますから、おそらく90カ所以上あるのではないのでしょうか。エコフィードについても非常に多様な事業形態が、豚、牛を中心に展開されているということです。

こういう新しい形態の飼料産業の基盤をさらに拡大しようとする今回のビジョンは、飼料の世界の構造改革を推進していくのだと、社会は評価をして、取り組んでいくべきだと思います。単に飼料自給率を向上させるのではない、新しい展望を盛り込んでいくのだという視点です。

そういう視点でまずTMRセンターについて考えてみますと、従来、粗飼料と濃厚飼料という二つのカテゴリーで考えられていました。例えば行政的にも、試験研究でも、技術普及の場面でも、濃厚飼料は濃厚飼料、粗飼料は粗飼料と、ある意味では分断した形で討議をしてきた訳ですが、TMRセンターというのはそうではなくて、濃厚飼料と粗飼料を一体的に捉えて、地域の飼料原料事情に合わせてベストミックスを作って、低コストで労働力の軽減を伴う酪農を推進するという意味で、文章の中に書いてありますように、革新的な形態、一つの形である訳です。

しかしながら、TMRの調整と給与技術については、まだまだ完成しているというところではなくて、色々な課題があります。本文ではTMRセンターの経営の高度化ということが謳われていますが、そのためにもTMRの原料の選択、製造方法、保管方法、給与方法、そして生産物の評価について、いわゆる試験研究の推進強化が酪肉近に伴って進められていくことが必要かなと思っています。

また、TMRセンターを中心として、イメージとしては、ある地域にTMRセンターがある、それを囲むようにコントラクター、配合飼料工場、それから食品製造業が連携したネットワーク、つ

まり地域産業複合体、地域産業コンプレックスと言ってもいいと思いますが、そういう形のものを作って、雇用の拡大も含めた地域の振興に果たす飼料産業というような展望も、これから積極的に考えていくべきだと思っています。

もう一つ、特に都府県のTMRセンターの場合には、牧草とか飼料作物の年間を通じたセンターへの不断の供給、コンティニュアスな供給というのが課題になる訳ですが、その調整機能の一つとして、このビジョンの中に示されております国産粗飼料の広域流通の構築というのが、今後10年間に拡大することが大きく期待されると思います。このプロジェクトの推進によって粗飼料自給率を低く抑え込んでいる輸入乾草の量がどれだけ下がるか、私自身楽しみに期待したいと思います。

最後ですが、エコフィードの推進ということがきっちりと謳われております。一般廃棄物については、見てみますと、飼料利用に関しての自治体の熱の入れ方といいますか、関心が温度差が大きくて、飼料としてのリサイクルよりも焼却の方が簡単であるという感覚のところ、まだまだ多いように思います。そういう意味で、エコフィードにつきましては、特に一般廃棄物につきましては、農水省の皆様が他省庁とか自治体へ、利用していこうではないかと、今以上に働きかけを強めていかれることを要望したいと思います。その場合に、例えば神奈川のように、ほんの一部の県ですが自治体で試験的に行われていますが、エコフィードの食育への導入ということについても、地産地消の一環として推進・普及していくことが必要かなと考えている次第です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

引き続きどうぞ。

福田委員。

○福田委員

今回の基本方針の全体を眺めてみますと、前回から比べて大きな特徴が2点あるのではないかと思います。

一つは6次産業化の話で、これは基本計画にも出てくる話で、畜産サイドでも述べられていることだろうと思いますが、畜産はそもそも2次産業、3次産業と連携して初めて肉になり、牛乳・乳製品になるという、他の生鮮農産物と違う特性を持っていますので、6次産業ということと密接に関わりがあったはずだと思います。その中で、個々の農家に期待する部分がここにも書き込まれていますが、そういう部分と、個々の農家では限界があるといいたいまいしょうか、産地組織、出荷団体あたりで後押し、推進しないといけない部分があると思います。特に産地段階の農協あるいは連合会の役割が相当大きくなるのではないかと考えております。そこが今後6次産業化ということを進めていく上で一つの鍵になるかなと考えております。

もう1点は、自給飼料基盤に立脚した畜産の構造を確立するという、これも前回から書き込みが相当あったのですが、今回それを上回る記述があると思います。中でも水田を利用した飼料用稲、WCSと飼料用米がありますが、ここの書き込みが一番のポイントだろうと思います。水田利用、飼料用稲ということになりますと、畜産サイドが経営内で自給するというよりも、明らかに今の構造を見ても耕種農家を作ってそれを供給するという取引流通が前提となる訳ですから、大事なことは、供給サイド、生産サイドが耕種サイドになる訳で、その供給構造をいかに強くしていくかということだろうと思います。それなくして安定的な供給体制はあり得ないと思いますし、畜産サイドとしても安定的な利用が構築できないのではないかと。もちろん、自給システムの中の流通のところも様々な問題があります。それは書き込まれておりますが、供給サイドのところにどれだけ畜

産側として、自給飼料政策として踏み込めるかというところが、非常に大きいポイントになるかなという気がしております。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

堀江委員。

○堀江委員

私、酪農には関わりが少ないのですが、仲間の中で酪農をやっている方がいるので色々お話を聞いている中で、今回のこれを見せたところ、今までになく踏み込んだことも書かれているところで、いいのではないのという話をいただきました。

これは私の感じですが、先ほど阿部委員がおっしゃいましたように、エコフィードについては、今ちょっと飼料が値下がりした、まだ高止まりですが、下がったということで、エコフィードについて、自治体、生産者もそうですが、取組が少なくなってきたということです。それから、製造工場から出る、本当にもったいない飼料になる部分があるのですが、阿部委員がおっしゃいましたように、廃棄した方がお金がかからない、飼料の方に持っていったら、廃棄物を出すところとしてはお金がかかってしまって、会社としてはしょうがないという話を聞きます。

牛もそうですが、養豚の立場からいけば、かなりの量が養豚の飼料に代わります。場所によっては100%、私どもは最後は全部エコフィードで仕上げているブランドもございます。そういうことで、国を挙げて都道府県に対して働きかけていただきたい。

今、焼却場を作るということで、焼却場の熱を利用して乾燥してよ、そうすると乾燥代がすごく浮くのではないのという話もしました。最終的に焼却するにも、乾燥してあれば重油代がかからないのではないのという話もしたのですが、縦割り行政の中では聞いてもらえなかったのですが、そういうことも将来考えながらやっていかないと、特に養豚の場合には飼料を輸入に頼っている訳ですので、国際価格に左右されて経営に苦勞するという面がございます。

そういうことで、飼料用米、エコフィードの組み合わせたもの、また、私はずっと言ってきましたが、畑の不耕作地も多数ございますので、そういうところで甘藷なり、飼料に転換できるものを作付けするなど、これからの施策の中で考えていただきたいと思います。

それと、6次産業化ですが、今まで農商工連携という形であった訳ですが、私が取り組んでいる中で非常に大変なのは、農業あるいは畜産をやっている人が製造業と組んでも販売先を持たない。販売するということが一番大変です。

生産農家は自分の農場もあるので、販売に出向くというのは労力的には大変ですが、私は10年ぐらい前から加工をやりまして、デパートのイベントにも自ら、冷蔵庫を押しながら行って販売した経験もございますが、自分のものを販売していくということは大変ですので、今私が農商工連携で取り組もうと思っているのは、消費者の方々も加わってもらって、どういうものを開発したら消費者の方に喜んでいただけるか聞きながらやっていく。そして生協のような大きなグループと組んでいければ成功するのではないかと思います、6次産業化の取組の中で、最終的な販売という部分をもう少しやっていただければありがたいと思います。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

杉本委員。

○杉本委員

私どもは食肉卸売市場なので、酪農のほうは余り詳しくないので一応目を通してはいるのですが、先ほどから6次産業化の話がかなり出ておりますが、地産地消のあおりを受けて、現在、中央市場にはなかなか肉牛が出荷されてこない。その流れを酌んで、6次産業化というのはどうに各県の経済連とかがやっている事業です。我々も肉牛を出荷していただくのに各県の経済連なりとお付き合いをしておりますが、毎年、年末とか今時になると、経済連辺りが作っておりますピラフとかジュースを何十キロ、何百キロと買わされる目に合っているのですが、なぜかという、先ほどお話があったように各県が販売ルートを持たない。

大手の味の素さんとかニチレイさんの下請けに入って、大量のピラフを作っている県もありますが、独自の流通がないものですから、作ったって売れない。また、パッケージのデザインも悪し、センスがない。そういうことで、農水省が6次産業化ということを進めていって果たしていいものか、時代錯誤ではないかと私は思っているのですが。

もう一つは、この案の中に、前回たしか異論があったと思いますが、食肉卸売市場における評価は脂肪交雑に偏っているという文言が書いてありますが、我々は決して脂肪交雑オンリーではないです。バランスの問題で、これは生産者の方々、また指導されている方々の妄想ではないかと私は思います。我々食肉卸売市場としては、バランスのよい、歩留まりのいい枝肉を販売したいという気持ちですが、こういう文言であると、脂肪交雑でなかったら売れないよと、我々が強権発動しているのではないかと思いますので、変えていただきたいなという気もいたします。

それと、相も変わらずこの会議は生産ありきが前面に出ております。我々中間業者、末端の流通業者は何の恩恵もないようなところで進められているような気がしますので、今回は特に口蹄疫の問題で、もっと食肉価格が暴騰するのではないかという話もありましたが、全然そういうこともなく、むしろ安いような推移で流れております。ここはひとつ消費対策、もっともって施策を打っていただいて、今の与党はそういうキャンペーンに対する予算の削減がかなり厳しいと聞いております。そういうことがないように、もっと消費拡大キャンペーンに力を入れていただきたい。ひとつよろしく願い申し上げます。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

それでは八巻委員。

○八巻委員

新たな基本方針と増殖目標の実現に向けた施策のあり方について意見を申し上げたいと思います。回答は特に要りませんし、基本方針の本文と重複するところがありますので、御了承いただきたいと思います。

まず1点目は担い手の確保・育成についてです。国民に対して良質な畜産物を安定的に供給していくためには、生産の担い手である意欲ある生産者の育成・確保が必要である。このため、経営の安定、体質強化とか、経営基盤の強化をしっかりと担保した上で、ヘルパー、コントラクター、TMRセンターなどのサポート体制を確立することが必要と考えますので、畜種とか、経営規模とか、地域に応じたきめ細かな対策を積極的に、引き続き講ずる必要があると考えます。また、生産資材価格の変動とか消費動向の影響を受けやすいという特徴を持っている酪農・畜産経営の安定を図るためには、価格や生産の安定、農業経営の安定を図る法律に基づく制度が措置されておりますので、生産者の生産意欲なども配慮して、こうした法律の一層の充実強化を図ることが必要であると考えます。そして、こうした法に基づく制度を補完する関連対策を講ずるといって現在の機動性の高

い一連の経営安定対策を一層強化すべきと考えております。さらには、こうした経営安定対策を基本に、生産資材価格の安定とか需要拡大、需給調整、生産基盤強化など、我が国の酪農・畜産をめぐるさまざまな課題に対応した対策の措置と機動的な運営を図ることが重要であると考えます。

2点目は家畜の改良、品種開発などについてです。家畜の改良は良質畜産物の安定生産やコスト低減にとって重要な役割を果たしており、しかも長期にわたって多大なエネルギーを傾注しなければならない分野です。こうした極めて重要な分野は、基本方針にも記載がありましたが、国が主体となって計画的・組織的に引き続きしっかり取り組んでいただきたいと思います。特に、今回の方針では、乳牛についても和牛についてもこれまでよりも踏み込んだ改良方向を示しております。こうした新たな分野については、関係者の協力のもと、国の改良センターが主体になるなどして取り組んでいただきたいと思います。また、南北に長い我が国においては、地域に適した飼料作物の確保が不可欠です。さらなる飼料作物の品種開発、改良が重要となっております。こうした面においても引き続き国の持つ力量を最大限に発揮して取り組んでいただきたいと思いますということと、その際には地方自治体の研究組織との連携をさらに強めて取り組んでいただきたいと思います。また、これまで新技術などの生産現場への普及を図るため国が積極的に取り組んできたことで経営の合理化とか資本装備の近代化が助長されたというところは、十分認識しているつもりです。国の支援が基本方針の実現に多大な貢献があったということも、私個人としては重々承知しているつもりです。また、コントラクターやTMRセンターのように、集団営農の推進に当たっても多様な支援措置を講じていることから経営の安定に大きく寄与しているところでありまして、家族経営にとって、現状では安定的な営農に不可欠なシステムとなっておりますので、今後ともこうした集団営農の推進に向けた支援に取り組む必要があると考えます。

次に3点目として飼料の自給についてですが、飼料の国内自給を高めるために、耕作放棄地、エコフィールドといった未利用資源の活用対策を一層推進するほか、稲発酵粗飼料などの利用拡大、あるいは草地基盤整備の計画的な推進、放牧促進といった自給飼料増産施策の一層の推進に引き続きしっかり取り組んでいただきたいと思います。

4点目は所得補償制度の検討についてです。畜産・酪農所得補償制度の検討に当たっては、現行の経営安定制度の十分な検証を行い、畜産経営者の経営安定が図られるような仕組みを確立すべきであると考えます。肉用子牛の生産者補給金制度とかマルキン事業などでは四半期ごとに発動されるということですし、早期な資金供給がされるという機動性の高い運用がなされております。生産者にとって極めて有益なシステムとなっておりますので、新たな所得補償制度においても、生産者の資金フローなどもしっかりと念頭に置いたシステムにすべきであると考えます。さらに、加工原料乳の生産者補給金暫定措置法におきましては、生産者に対する補給金の交付のみならず、生乳の一元集荷・多元販売という指定生乳生産者団体の重要な機能についても規定されております。今後とも指定団体の果たすべき役割は大きなものがあると考えますので、こうした機能が損なわれることのないよう、慎重に検討すべきであると考えます。また、輸入畜産物・加工品との市場競争の中でありまして食料自給率の向上を図るためには、生産性の向上による生産コストの低減が不可欠と考えます。生産コスト低減の手法、あるいは費用などの生産環境は、地域や生産者によって、その条件によって大きく異なります。従いまして、「一律の」と言ってもいいか、わかりませんが、一律の所得補償を講じた後のコスト低減は生産者の自助努力であると、突っぱねるという言い方はおかしいかもしれませんが、そういうことになるのであれば、なかなか理解が得られにくいのではないかと考えますので、土地改良とか優良品種の開発、家畜改良、そういうことに対する公的資金の支

援は今後とも継続・強化すべきではないかと考えます。

一つ、関連するというか、チーズについて申し上げます。先ほどもお話がございましたが、チーズは既に自由化品目ですので、国際価格の影響を受けたチーズ向けの取引価格となっているところ です。チーズ向けの取引価格に国による支援措置を加えても生乳生産費を賄っていないだろうと見ております。この方針ではチーズ向け生産拡大の方向を鮮明にしております。このまま行きますと、生産者に負担が偏ったまま、その負担が一層増加することが心配されますので、こうした状況を踏まえ、基本方針の見直しを契機に、安定性の高い長期的な施策を講ずることが必要ではなかろうかと考えます。

最後に予算の確保についてです。酪農・畜産というのは周年生産物を供給できるメリットがある一方、生産資材価格あるいは海外市況、消費動向の影響を受けやすいという一面があります。これまで、法に基づく価格等の決定に際しては、生産や経営をめぐる状況・課題に対応した機動性の高い関連対策を講じ、生産基盤の維持、経営の安定に努めてきたところですので、基本方針や改良目標の実現に向けては、引き続きこうした視点で取り組んでいただきたいと思います。我が国の酪農・畜産がこの基本方針に沿って国民に対して良質な畜産物を安定的に供給していくためには、その実現に必要な予算の安定確保が不可欠でございます。適時的確な対策の検討・実施と、それに必要な予算確保について、これまで以上にしっかりと取り組まれるようお願いしたいと思います。

おしまいです。宮崎県は我が国の重要な畜産県です。優秀な生産者が多い地域と承知しております。今後このまま推移して口蹄疫がおさまった後は、一日も早い復興がなされますよう、各般にわたり国の強力な御支援をお願いしたいと思います。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

それでは、他の委員の皆様からも一言お願いしたいと思います。

神田委員、お願いします。

○神田委員

一つ目は消費者ニーズの把握ということで、ここでは消費者ニーズのきめ細かな把握をすると書かれておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それと同時に生産者側からも、生活提案をすとか、食べ方を提案すとか、積極的に働きかけてほしい。むしろ消費者のニーズをリードするぐらい積極的にやっていただけるといいなと期待しています。

それから、6次産業化のことですが、今まで色々意見も出ておりましたが、私自身も具体的にどういうふうに進められていくのか、いま一つわからないところはあるのですが、この文章の中で少し気になることを申し上げますと、例えば小規模な家族経営の方々の加工・直接販売を推進するということで、生産者自ら加工・販売をすと書かれておりますので、加工に携わる時の安全性確保のための指導というのでしょうか、そういうことも同時にやってほしいな、安全性に関する信頼が揺らがないようにしてほしいなと思います。

それからもう一つ。新しく書き加えられたことだと思いますが、新技術の活用ということがありました。効率的な改良推進のために新技術の活用を努めるということですが、「新技術」にはもしかしたらクローン技術も含んでいるかと思いますが、新技術に関しては進め方を気を付けてほしいと思っています。食品安全委員会や農水省でも、クローン技術に関していえばリスクコミュニケーションなり意見交換、学習会なりをしておりますので、一定、進められているとは思いますが、まだまだ少ないのではないかと思いますので、色々な新技術を導入する際には、理解されるような努

力を並行してやっていただきたいなと思っております。

最後に、これも何度か申し上げていますが、国民の理解を深める、国民全体で支える視点で進めるのだと前文にも書かれている訳ですが、これまでもそういうことが大事だねと言われつつ、取組が少なかったように思いますので、深めるための手だてを本気で進めていただきたいと思ひますし、生産者側だけの意見ではなく、消費者側の意見もきちっと踏まえて具体化して行ってほしいなと思ひますので、例えば意見募集の呼びかけ方の工夫とか、他分野では進んでいるところがありますので、この分野もしっかり取り組んでほしいと思ひます。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

近藤委員。

○近藤委員

でき上がった文章について特にどこがどうということはございませんが、意見だけ述べさせていただきますと思ひます。

冒頭のまえがきのところで安全性について語っていること、それから最後の文章、「国民全体で支える視点が必要不可欠である。」、この文章は非常に重要なポイントだと思いますので、ぜひここに立脚して進めていただきたいと思ひます。

それに関するのですが、「消費者のニーズ」という言葉が今回ほどたくさん盛り込まれている方針は今までなかったのではないかという気がしております。過去にさかのぼって全て見ている訳ではございませんが、これがスタートであって、今後もこういう取組が基本であるということ、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、大変細かいことですが、5ページに「需要に即した生産の推進と販売・出口戦略の」とありますが、議論の中で出口を考えるのはいいのですが、文章化されると非常に違和感を感じるもので、何か他の表現はないかというのがあります。もし間に合うのであれば、他の言葉を探していただいた方がよろしいのではないかという気がします。マーケティングの議論としてはよろしいのですが、国の文章としてはいかがかなという気がしました。

それから、6次産業化を推進するという点について、特に反論はないのですが、一般国民といひますか、消費者からいうと、畜産の6次産業化、農業の6次産業化というのは余り馴染みがない取組だと思いますので、これについても、最終的に利用する消費者を狙った6次産業化だと思いますので、6次産業化の意味とか、どういうことなのか、きちんと情報提供をしていただきたいと思ひます。その上で、畜産・農業が、消費者に知ってもらふ努力と同時に、消費者を知る努力をこれからはぜひ続けていただきたいな。

もう一つ細かいことで、感想ですが、国産チーズについて、非常に私も思いがありまして、自分の持っている情報で申し上げるのは恐縮でございますが、これまでのお酒から、チーズに合うお酒が非常に伸びてきているということも情報として申し上げておきたいと思ひます。参考にさせていただきたいと思ひます。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

では、上安平委員、それから向井委員。

○上安平委員

当たり前のことですが、今の世の中を見ていると最初に仕分けされそうな気がするもので、あえて

申し上げておきます。

せっかく基本方針を決めるのですから、ぜひこの基本方針に則った情報提供、あるいは基本方針の国民への浸透を目指して、きちんとした、バランスのとれた情報提供を、継続的に、かつ、色々な問題が起きたときにはトピカルなものに対応して行うことに力を割いてほしいなという気がいたします。

基本方針ですから、日本国民が見ていなければいけない状況なのでしょうけれども、一般の国民は、外国の輸入飼料が高くなった、では国産にしましょう、これはすぐ納得します。安くなった。また買えばいいじゃない、その方が安いものができるのであれば、その方がいいよと、割に移り気に、自分たちの生活ということもあって目先のものに反応しがちです。でも、そういう中でも大きな農業の位置付けを持ったところで、そういうその時その時の反応は全体の流れから見ると乱反射なのだということが理解できるような情報提供がほしいなという気がします。

我々マスコミの悪いところは、おもしろいところにだけアリの群がるように情報提供するのですが、おもしろくないところに関しては一切目を向けないということで、今のところ非常に情報が偏って国民に伝わっているような気がします。全てがそうですが、農業に関しても。

例えば今度の口蹄疫の問題を見ても、生産者の方々は非常に冷静に、口蹄疫というものの重さを見て、多分今までの理解の積み重ねで、整々粛々と行動に移っていっちゃって、自分の痛みとか思いを横に置いて口蹄疫の拡大を防ぐという方向に皆様が一斉に行動された姿は非常に感動的でした。でも、今の世の中はそういう情報がおもしろおかしく情報として流れてしまって、一般の消費者は妙に専門的な情報を部分的に得て、理解しないまま反応してしまう。例えばさっきのお話でも、ウイルスがなくなったなら殺さなくてもいいじゃない、病気がなくなったなら生かしておかなければかわいそうじゃないみたいな話を、恥ずかしいのですが、放送局の中でさえしていたわけです。

そういうことをバランスのとれた形で全体像を描いてみせるのは、行政とか、ある意味で公平な立場に立って物を見られる方しかできないので、それは常にお金を投じて、人材を投じてやっけていく努力を続けてほしいなという気がいたしました。

特に、これから先、6次産業ということで入口と出口、生産者と消費者が直接、意見交換も含めて顔を合わせる機会が増えると思うので、そういうのをうまく利用して正しい情報が正しく伝わる、お互いの思いがあちこち向いていない方向に進めたらいいなという気がいたしました。気まぐれな消費者の一人としてこんなことを申し上げるのは気が引けるのですが、基本方針ということで、PRにもぜひ取り組んでほしいと思います。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

では向井委員の後、大藪委員に締めていただくということで。

○向井委員

今回の酪肉基本方針、基本方針と言いながら、かなり具体的な書きぶりがされていて、5年後に向かって粛々と実行されていくことをまずはお願いしたいと思います。

2点、要望としてお話しさせていただきたいのですが、特に家畜改良の推進という①が追加されている訳ですが、こういう形で文章化されてはいるのですが、一方、消費者の多様化するニーズに応えるために、様々な家畜品種を改良していくことは非常に重要なことです。ただ、具体的にそれぞれの産地での家畜改良に対する意欲、あるいは行政的なバックアップは十分かという、残念ながら近年、経費的な問題、予算的なもので、どちらかというと低下しているのが事実です。

また、ここでは黒毛和種だけでなく短角、褐毛和種という固有名詞も挙がっている訳ですが、家畜改良センターは従前はそういう品種の改良にも関わっていた訳ですが、独法の中で合理化あるいは重点化という意味で、現在では黒毛和種、ホルスタインの二つの品種に改良は集中されているはずで、ここに書かれていることを粛々と実行していくためには、国あるいは独法で担っていただいている改良体制をもう一度見直していただきたい。そうしなければ、これは絵空事になってしまうのではないかというおそれを持っています。ぜひお願いしたいと思います。

それから、先ほど「新技術」というお話が出ましたが、さまざまなDNAの技術、あるいは新しい繁殖技術が開発される一方、本来の生産に密着した、「新技術」とは言わないですが、通常の技術的な指導体制が非常に不足しているのではなからうかと思えます。特に、萬野委員もおっしゃっていましたが、日常の衛生対策に対する指導体制が少し希薄になっているのではないかというのがありますし、アニマルウェルフェアとの関係で、具体的な施策を打っていただきたいという思いです。

それから、もう1点、7ページのいわゆる担い手の問題ですが、「新規就農者の確保のための取組を推進する必要がある。」とありますが、これは一刻も猶予できないせっぱ詰まった状況であろうかと思えます。既に御承知のとおり、経営者の平均年齢は年々高齢化していつている。これをどうするのかということは、現場で切実な問題になっているということで、それぞれの県の農業者大学校、あるいは国の持つておられる研修の施設を、新規就農しようという、まずそこへ至る人たちの育成のための、インセンティブが高まるような取組をぜひお願いしたいと思えます。

それと、非常に細かいことで申し訳ないのですが、13ページに「和牛の輸出環境」という文言がございます。私どもは和牛というのは日本の知的財産だと思っておりますので、おそらくこれは牛肉を指されていると思えますが、「和牛の輸出環境」と表現されますと誤解がありますので、これは下にある「牛肉等」のはずだと私は思うので、ここは変えていただきたいなと思えます。以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

では大藪委員、お願いします。

○大藪委員

浅野委員からの意見だと思えますが、同じようなことを私も感じていたものですから、述べさせていただきます。

今年度に入りまして、飲用乳の伸びはすごく落ちています。そのため、乳価の大幅な落ち込みのため、生産者の経営を圧迫しているのが現状です。それで、生産者である女性部としても、ここにあるように食べる牛乳の消費拡大等、パンフレットを作成したり、色々なところに出向いてお料理を教えたりしているのですが、口蹄疫の関係でその活動が止まっております。色々なところで食べる牛乳の普及活動と、酪農教育ファームを通して次世代の消費者の育成にも頑張っておりますので、これからも多方面に渡りまして御協力、御支援をお願いしたいと思えます。

最後になりますが、このたびの口蹄疫で、発生農家、県、市町村において多大なる経済的、精神的な影響を受けております。畜産農家の地域経済に及ぼす影響の大きさに改めてびっくりしているところですが、今回は伝染病という特別な事態だったとは思いますが、地方において農業、畜産業の衰退が地域経済に本当に大きな影響を及ぼすのだなど、今回しみじみと感じておりますので、基本方針の中にぜひこれを盛り込んでほしいと思えましたところ、これが「まえがき」として書いてありましたことはとても嬉しく思いました。これからは基本方針の中の畜産農家の役割をしっかりと

と国民の皆様にご理解いただくことが大きな課題だと思いますので、さらなる配慮をお願いしたいと思っております。農業は国の力だということを、ぜひここで再認識してほしいと思っております。

○鈴木部会長

大藪委員にまとめていただきました。

欠席されている委員からも書面でいただいておりますので、簡単に御紹介を。

○山根畜産総合推進室長

では読ませていただきます。

まず浅野委員の意見でございますが、

1. 今回の酪肉近の改正は、経済の先行きが不透明な中、少子高齢化の進展や人口の減少といった困難な条件の下で策定されており、これまでの右肩上がりの計画策定とは異なる要素を盛り込まなければならない苦しさがあったものと思料いたします。そうした中で、生乳生産目標を思い切って800万トンにまで下げた点については現実的な選択と評価しますが、生乳生産の現状を見ますと政府のしっかりした後押しが必要と考えます。
2. 酪肉近では、平成32年度における飲用向け需要量の見通しを404万トンとしており、現在の水準に比べると年平均で1%弱の減となります。飲用需要は、関係者がこれまでもさまざまな努力をしてきたにもかかわらず、ここ数年2~3%の減少が続いており、政府の掲げる目標の達成は容易でないと考えます。乳業者は、酪肉近でもうたわれているように飲むだけでなく、料理等を通じた食べる牛乳の消費拡大にも知恵を絞っていきたいと考えておりますが、政府もさまざまな場面で支援していただくようお願いします。
3. 乳製品向け需要量の見通しは、飲用需要の減少を補うため、国産チーズの需要拡大に大きく期待した内容となっております。国産チーズの振興が重要なことは乳業としても十分理解しており、良質なチーズをしっかりとつくる体制をこれまで整えてまいりました。今後消費者に良質チーズを安定供給できるよう、乳業者と酪農家が安心して生産に取り組む環境を整えることが不可欠であると考えます。
4. 酪肉近では、これまでと同様に、乳業の合理化目標や牛乳・乳製品の安全性の確保のためのHACCP手法の導入目標が掲げられております。乳業の生産性向上と、国民への安全・安心な食品の提供は乳業者の責務であり今後とも努力してまいります。生乳生産の現場におきましてもHACCPシステムの普及・定着、家畜の衛生管理の徹底を推進していただき、乳業と酪農が一体となって安心、安全を進めていきたいと考えています。
5. 最近、政権与党が牛乳・乳製品についてもトレーサビリティ導入の検討を進めていくとの報道がありました。本件は、過去に関係者を交えた大議論の末、牛乳・乳製品にはなじまないとの結論を出した経緯があります。大都市圏で北海道や九州の生乳を地元の生乳と合わせて処理・加工している乳業者が、生乳の出荷先を日々追跡することは、生乳の流通構造上大変難しいことを十分理解していただきたいと思います。さきに述べましたように、食品事故を未然に防ぐためのHACCPの普及・定着等の衛生管理の向上がますます重要となることをあわせて御理解願います。

次に富士委員から意見をいただいております。

畜産・酪農所得補償制度。畜産・酪農所得補償制度の検討に当たっては、現行の制度が畜産・酪農の生産サイクル等の特性や取引・価格形成・流通の実態等を踏まえ、需給の安定や所得補償的な機能を有しており、国際市況の影響等の環境変化に対応し、現行制度の充実・強化を基本とすべき。

また、安定的な財源の確保と機動的な対応が可能となる仕組みが必要。

次の丸でございますが、生産者の事務負担軽減等、現行の県団体等の機能も評価すべき。その次の丸ですが、その上で、畜産・酪農所得補償制度の検討スケジュールや導入時期などを示すべき。

次に6次産業化ですが、6次産業化は、産地や組織のまとまった取り組みや、農商工連携など実需者や消費者との共同の取り組みも明確にすべき。これは先ほどの福田委員の意見と同様でございます。

次に悪性伝染病への対応ですが、「大規模化する際は、あらかじめ家畜等の埋却場所を確保」とあるが、埋却地の確保にかかる国や自治体の責務を明確化すべき。これも先ほど議論が行われたものでございます。

次に知的財産としての遺伝子資源。種雄牛の口蹄疫感染等を踏まえ、知的財産としての遺伝子資源にかかるリスク管理のあり方について検討を進めるべき。

次に自給飼料の拡大ですが、飼料米やWCS等飼料作物の生産拡大やコントラクター・TMRセンター等の育成、自給飼料の広域流通などに対する安定的な財源の確保が必要。

最後に経営の基本的指標ですが、経営の基本的指標において、収益性や所得目標、産地で食肉加工・販売等に取り組む場合の類型を示すべき。

以上の意見がございます。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

今の書面の御意見も含めて、皆様から大変貴重な御意見をいただきました。若干修文に関わる部分もございました。13ページの「和牛」を「牛肉の輸出環境」とした方がいいとか、脂肪交雑の点についてもやや誤解があるのではないかという点、それから、「販売・出口戦略」の「出口」という表現につきまして、私もよく使っているもので、つらいところですが、その点も含めまして。

○山根畜産総合推進室長

私からまとめて、必要に応じて担当課から。

まず、杉本委員から、誤解を生むという表現がございました。書いているものとしては、決して市場の格付け行為が偏っているということを申している訳ではございませんで、売り手と買い手がいる中の広い概念としてのマーケットの中で、どうしても脂肪交雑に偏りがちだという趣旨で書いてあるものでございますので、その点、御理解をいただきたいと思えます。

2点目でございますが、「出口」という言葉です。昨日もある委員から「出口」という言葉はどうかということがございましたが、色々な調整の過程でわかりやすい言葉として「出口」という言葉が入ったということで、そもそもは鈴木部会長の言葉ではないかと思えますが、そういうこともございまして、わかりやすさということで御理解を賜りたいと思えます。

もう1点、富士委員の御意見で経営指標についてです。これは前回も御説明したのですが、今回の経営指標につきましては、基本計画から性格が異なっておりますので、所得目標等について定めるのはちょっと難しいかなということです。また、産地で食肉加工の販売に取り組む類型ということですが、経営指標は基本的な指標ですので、JA等が間に入って行く取組については経営指標は馴染まない。ただ、6次産業化の文章のところで明確に書いてございますので、そういうことで御理解を賜ればと思います。

それから、「和牛」を「牛肉」に直すということにつきましては、部会長からお話があったと

おり、直させていただきますと考えているところです。

○鈴木部会長

事務局から説明いただきましたが、このような対応で御了解いただけますと大変ありがたいと思います。

そういうことで、修文にかかわる部分についても御理解をいただいたということで、皆様から、今後に向けて何が必要か、そのポイント、注意すべきこと、具体的に進めていくための提案、御意見をいただきましたので、これを踏まえて基本方針が、関係者がこれから希望と誇りを持って取り組めるような、国民全体からもそう思っただけけるようなものとして実現されるように期待しまして、この方針そのものは答申という形にさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

○堀江委員

一つだけ、養豚の立場から言わせてもらいたいのですが、酪肉近につきましては基本方針というものをこれだけきめ細かく出された訳ですが、養豚については、現在ほとんど審議される場所がない訳です。今までは多少なりとも養豚問題懇談会という中で皆様に審議していただいた部分もごございます。そういうことで、今回の口蹄疫についてもあれだけ豚の頭数が多い訳ですし、今、と畜場が成り立っているのも養豚です。そういう中で、養豚の審議もこの審議会の中に入れてもらうか、でなければ、別個に取り上げていただきたいと思えます。養豚団体も一つになりましたので、今までのように色々な意見が出てこないと思えますので、よろしく願いいたします。

○鈴木部会長

その点も今後の検討として、よろしく願います。

答 申

○鈴木部会長

それでは、答申案の説明をお願いしたいと思います。

○山根畜産総合推進室長

今お配りした表紙で、農林水産大臣、山田正彦あて、食料・農業・農村政策審議会会長ということでございます。

答 申

平成21年2月6日付け20生畜第1633号をもって諮問のあった酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針及び平成21年2月6日付け20生畜第1630号をもって諮問のあった家畜改良増殖目標並びに鶏の改良増殖目標について、下記のとおり答申する。

記

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針及び家畜改良増殖目標並びに鶏の改良増殖目標については、別紙のとおり定めることが適当である。

ということでございます。

○鈴木部会長

ただいま説明がありました答申案につきまして、御賛同が得られるならば、この案を当部会の答申といたしたいと思っておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○鈴木部会長

ありがとうございます。

なお、本答申案につきましては、当部会の決定とすると同時に、関連規則に基づきまして審議会の正式の答申とさせていただきます。ありがとうございます。

答申内容につきましては、部会の決定がそのまま本審議会の決定とみなすことから、審議会長名でこの答申を農林水産大臣に提出いたす訳ではありますが、佐々木政務官が御出席されておりますので、政務官にお渡ししたいと思います。

それでは答申を佐々木政務官にお渡しいたします。

[答申手交]

○佐々木農林水大臣政務官

ありがとうございます。

佐々木農林水産大臣政務官あいさつ

○鈴木部会長

では、ここで佐々木政務官からごあいさつをお願い申し上げます。

○佐々木農林水産大臣政務官

委員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず食料・農業・農村政策審議会畜産部会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

これまで、昨年2月から、秋には帯広、熊本でそれぞれ現地調査も実施していただきまして、10回にわたる熱心な御審議をいただき、長期間にわたり大変御尽力をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。さらにまた、今般の口蹄疫の発生に対しましても皆様方から御支援、御協力を賜りましたことに、併せてお礼を申し上げます。

政府といたしましては、ただいま頂戴いたしました御答申の趣旨に即して、新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本指針及び家畜の改良増殖目標を定め、今後の酪農及び肉用牛生産の振興に万全を期してまいる所存でございます。

また、この答申の中では所得補償制度を初め、御審議の過程におきましても皆様方から様々な御意見をいただきました。今後施策を進めていく上で十分参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

長い間に渡り御審議をいただきました皆様方に重ねてお礼を申し上げますとともに、今後とも一

層の御指導と御鞭撻をいただきますように心からお願い申し上げます。誠にありがとうございます。

閉 会

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

さて、皆様方の熱心な御審議のおかげでこういう形でまとめることができました。この体制、私が司会をさせていただく形での畜産部会は本日が最終回となりますが、数年間にわたり、つたない司会で御迷惑ばかりおかけしましたが、皆様からの貴重な御意見、御議論のおかげで何とかここまで務めることができました。誠にありがとうございます。

また、事務局のサポート、政務三役の皆様にも大変お世話になりました。ありがとうございました。

この基本方針が具体化されて、日本の酪農・畜産、養豚も含めて、しっかりと未来が開けますように、関係者一同見守っていきたいと考えております。

それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○原田畜産企画課長

連絡させていただきます。

本日は答申までいただきまして、誠にありがとうございました。本日の部会をもちまして、委員の皆様方に与えられた特別の事項に関する調査・審議につきましては一旦終了することになります。現在、農林水産省では、食料・農業・農村政策審議会の委員等の全般的な見直しを行うこととしておりまして、次回以降の畜産部会につきましては新しく選任される委員の皆様で審議・調査をしていただくこととなりますので、委員の皆様方には御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

鈴木部会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、公私御多忙の中、多大な御協力と御尽力を賜りまして、厚く感謝申し上げます。農林水産省といたしましても、この新たな酪肉基本方針のもと、先ほどから着実に実行しろという御意見をいただいておりますので、事務方としてもしっかりやってまいりたいと思います。委員の皆様におかれましても、これからも色々な形で御協力、御尽力をお願いすると思っておりますので、引き続きよろしくお願い致します。

○鈴木部会長

それでは、ここにおられる皆様にお礼を申し上げるとともに、これからも引き続き見守っていきたいということで、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。